

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上毛町長 坪根 秀介

市町村名 (市町村コード)	上毛町 (40646)
地域名 (地域内農業集落名)	友枝地区 (西友枝、土佐井、東下、東上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心となる経営体の農地が点在している。
担い手が高齢化してきており、次期を担う担い手の確保が課題となっている。
全集落が山間地域であるため、有害鳥獣による作物被害が増加し、農用地の集約化や生産の支障となっていることと同時に、新規参入が困難となっている。
地域農業者: 農業者数 263人、団体経営体(法人・集落営農組織等) 3経営体
地域の作付け形態: 普通作、野菜、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

持続的な営農のため、農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化に資する取組を進める。
新規就農者や担い手と地域が一体となって農地利用の持続性の確保を図る取組を進める。
農地・農業施設等の維持・管理には、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業の活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	358 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	358 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地集積、集約化を図り、作業の効率化と規模拡大を図る。 転作田を活用して、麦・大豆の品質向上(収量増加)及び地域振興作物等の園芸作物の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
可能な限り農地中間管理機構へ貸付け、担い手の経営意向に沿った集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--